

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	公安調査庁	質問番号	1
担当部署・ 担当者名	総務部総務課審理室 ■■■■・■■■■	TEL（直通）	■■■■■■■■■■
E-mail	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		

質問及びその理由 【質問内容】 （第3条関係） 第3条に会議が調査審議する事項として、「重要情報活動の重点」、「関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項」など、「重要情報活動に関する基本的な方針」が挙げられているところ、関係行政機関が各所掌に基づいて策定する調査方針における重要事項等と、国家情報会議により示された「重点」「重要事項」が必ずしも完全に一致しない場合における優先対応の判断は一義的には各事情を総合考慮して関係行政機関の長に委ねられるのか。 【質問する理由】 「基本的な方針」の意義を明らかにするため。 【回答】（当室記入欄） 国家情報会議は、法務大臣を含む関係閣僚を議員とする合議体の機関であり、そこで決定される基本的な方針（重点を置くべき事項やその優先順位等）は、当該閣僚が自ら合意した会議の統一意思として、構成員である閣僚自身や関係省庁が従うことを前提として策定されるものであり、関係省庁において着実に実行していただくことを想定している。
--

府省庁名	公安調査庁	質問番号	2
担当部署・ 担当者名	総務部総務課審理室 [redacted]・[redacted]	TEL（直通）	[redacted]
E-mail	[redacted]	[redacted]	

質問及びその理由

【質問内容】

(第3条関係)

各行政機関が行っている個々の情報収集活動には様々な内容・過程があるところ、第4号における「重要情報活動の対象となる事案」及び「外国情報活動への対処に係る特に重要な事案」の具体的な内容は何か。これらの事案の該当性の判断はどこが行うのか。

【質問する理由】

調査審議の対象の範囲を明らかにするため。

【回答】（当室記入欄）

お尋ねについては個々の事案により異なることから、一概にお答えすることは困難であるが、安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急事態への対応その他の我が国の重要な国政の運営の観点から、会議の議長（総理）において、閣僚級の会議において議題とするに値すると判断する重要な事案である。

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	公安調査庁	質問番号	3
担当部署・ 担当者名	総務部総務課審理室 [redacted]・[redacted]	TEL (直通)	[redacted]
E-mail	[redacted]		

質問及びその理由

【質問内容】

(第7条関係)

7条1項の「会議の……適時に提供するものとする」、7条2項の「議長の求めに応じて……資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない」とあるところ、提供する「資料又は情報」や「必要な協力」の具体的内容や方法等は、一義的には各行政機関の長の判断に委ねられるとの理解でよい。また、会議に提供した資料又は情報、説明内容等の取り扱い（共有範囲を含む）については、提供等を行った各行政機関の意見が十分に尊重されることを内容とする運用方針等が定められるとの理解で良い。

【質問する理由】

「資料又は情報」「必要な協力」の意義を明らかにするため。

【回答】（当室記入欄）

第7条第1項については、会議からの個別具体的な要求を待つことなく、会議が提示する一般的な情報関心事項に基づき、関係行政機関の長が、会議の調査審議に資するものであると判断した資料等を提供することを定めたものである。提供の方法については、会議が定めることとしている。

第7条第2項については、議長（総理）が会議の調査審議に資する資料等の提供を要求し、関係行政機関の長が、当該要求に適合する内容や方法で資料等を提供することを定めたものであり、議長の要求を受けた関係行政機関の長は、資料等の提供を行うべき一般的な協力義務を法的に負うこととなるもの。

また、会議に提供された資料等については、本法による改正後の内閣法第 16 の 2 第 2 項第 4 号の規定に基づき、国家情報局が総合して整理することとなる。

なお、国家情報局において総合分析等を行うに当たり、必要な場合には提供元となった省庁を明らかにしないことなどの対応を適切に講じていく。

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	公安調査庁	質問番号	4
担当部署・ 担当者名	総務部総務課審理室 ■・■	TEL（直通）	■
E-mail	■		

質問及びその理由 【質問内容】 （第8条関係） 8条の守秘義務について、仮に法務大臣が記者会見等で会議の内容について問われた際には同条の守秘義務に鑑みて大臣からは答えず、報道対応は国家情報局で一元的に行うとの認識でよろしいか。 【質問する理由】 守秘義務の範囲を明らかにするため。 【回答】（当室記入欄） 報道対応の在り方については、法案成立後、検討させていただきたい。
--